

三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領

1 趣旨

本市では、多様化・複雑化する行政課題への対応と、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るために、公民連携（PPP）に積極的に取り組んできました。

この実施要領は、本市の公民連携の今までの取り組み経験を活かし、海業元年と位置付けた本年、公民連携により「うらりマルシェ」の改修を含めた新しい海業振興プロジェクトを実現するために、広く民間事業者の皆様からアイデアを募り事業化を目指すことを目的とします。

2 提案制度の概要

本制度は、老朽化した「うらりマルシェ」の改修を含めた三崎漁港（本港地区及び新港地区）の一部を事業用地として活用し海業振興を目指すプロジェクトに関して、民間事業者の提案を募集し事業化を目指すもので、本制度に基づいて応募された提案について、プロポーザル方式により事業者の選定を行います。

なお、今般、「三浦市提案型公的不動産活用公民連携制度実施要領」を作成したきっかけは、「うらりマルシェ」の改修をふくめた新しい海業振興プロジェクトの提案を興和グループから受けたためです。

興和グループは、三浦市二町谷地区海業振興を目指す用地利活用プロジェクトの事業用地である二町谷地区埋立地のうち多目的事業用地約7ヘクタールの所有者であり、また、令和3年12月20日に三浦市との間で二町谷地区埋立地の前面海面及び周辺の土地を対象として、海業の振興と地域の活性化を目的として、地域包括連携協定を締結しています。

このような背景を踏まえた上で、公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領（令和4年10月27日内閣総理大臣決定）の趣旨に鑑み、今後行う予定のプロポーザル方式による事業者選定において、当該提案者に対して評価項目合計点（満点）の5%をインセンティブとして加点することとします。

3 本制度による提案事業の概要

(1) 事業の名称

(仮称) 新海業プロジェクト

(2) 事業実施スキーム

- ① 事業者ヒアリング
- ② 事業者募集要項の公表
- ③ 募集要項に関する質問・相談の受付
- ④ 参加表明及び資格確認申請書類の受付
- ⑤ 競争的対話
- ⑥ 事業提案書の受付
- ⑦ 応募者ヒアリング
- ⑧ 優先交渉権者の決定
- ⑨ 基本協定の締結
- ⑩ 優先交渉権者との詳細協議
- ⑪ 契約締結
- ⑫ 事業の実施

(3) その他

この実施要領に定めることのほか、本制度の実施に関して必要な事項は、募集要項に定めます。

参考資料（仮称）新海業プロジェクト事業者募集想定スケジュール

令和5年1月 民間事業者（興和グループ）より、うらりマルシェの改修を含めた周辺土地を活用した公民連携による地域活性化に関する提案を受ける

令和5年3月 3月20日開催のランドデザイン策定検討会において、興和グループから事業提案を受けた事、提案された事業についてランドデザインの取り組みとして進める考えであること説明し、了承を得た。

令和5年10月 今後の手続きの明確化と、提案に関するインセンティブの付与を目的として、「提案型公的不動産活用公民連携制度」について検討し創設する。

令和5年12月 創設した、提案型公的不動産活用公民連携制度に基づいて、プロポーザル公募内容の精査を行う。

平行して、プロポーザル審査委員会委条例議案を12月議会に提出

令和6年1月 提案型公的不動産活用公民連携制度及びプロポーザル審査委員会条例に基づき事業者募集要項によりプロポーザル方式による事業者募集を行う。

～

令和6年3月 事業者提案を受付、プロポーザル審査を経て優先交渉権者を決定